

## 五洋の里 短期入所療養介護の運営規程

第1条 医療法人社団藤友五幸会が開設する介護老人保健施設五洋の里が実施する短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 短期入所療養介護の従業者は、利用者が可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場にたった短期入所療養介護を提供する。

2 短期入所療養介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 指定短期入所療養介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 医療法人社団藤友五幸会 介護老人保健施設五洋の里
- (2) 所在地 静岡県磐田市掛塚3190-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 介護老人保健施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 医師 2人以上  
医師は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- ② 支援相談員 2人以上  
支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- ③ 看護又は介護職員 37人以上  
(看護職員は総数の7分の2程度、介護職員は総数の7分の5程度の配置を基準とする)  
看護又は介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- ④ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2人以上 リハビリテーションの実施及び指導
- ⑤ 介護支援専門員 2人以上 施設サービス計画の作成等
- ⑥ 薬剤師 1人以上 薬剤の管理・服薬指導
- ⑦ 管理栄養士または栄養士 1人以上 献立作成、栄養管理、指導
- ⑧ 調理員 1人以上 食事の調理
- ⑨ 事務職員 1人以上 入退所事務、請求事務、経理・庶務等

(短期入所療養介護の内容)

第6条 短期入所療養介護の内容は、次の通りとする。

短期入所療養介護 (I) (看護・介護職員3:1 看護職員は7分の2程度)

- 2 心身の状態や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を提供する。
- 3 サービスの提供に当っては、サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- 4 サービスの具体的内容は、下記の通りとする。
  - ① 施設サービス計画の立案
  - ② 食事
  - ③ 栄養管理
  - ④ 入浴（一般浴槽の他、入浴に特別な介助を必要とする利用者には、特別浴槽対応する）
  - ⑤ 医学的管理・看護
  - ⑥ 介護（退所時の支援も行う。）
  - ⑦ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション等）
  - ⑧ 相談援助
  - ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
  - ⑩ 理美容サービス（外部業者への委託により行われ、別途、費用の徴収の取り交わしに基づく）
  - ⑪ 行政手続代行
  - ⑫ 送迎
  - ⑬ その他

(通常の送迎の実施地域)

第7条 磐田市、浜松市中央区とする。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 短期入所療養介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険利用料に対して介護負担割合証の負担割合とする。
- 2 利用料金表は、別紙に定める。
  - 3 上記別紙料金表に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
  - 4 その他、上記以外に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(施設利用に当たっての留意事項)

- 第9条 入所者は、管理者及び職員の指導、指示に従い団体生活の秩序を守り、相互の融和に努めること。
- ② 入所者が、外泊、外出しようとする時は、事前に所定の手続をとり、許可を得ること。
  - ③ 入所者及び家族が、施設の設定備品を使用する場合は、事前に許可を得ること。
  - ④ 火気類（マッチ、ライター等）は、持ち込まない。喫煙は、所定の場所を利用する。
  - ⑤ 入所者の金銭は、原則として預からない。
  - ⑥ 外泊時等の施設以外の受診は、管理者（医師）の許可を得ること。
  - ⑦ 入所者の施設内での営利行為、宗教活動及び勧誘、特定の政治活動は行わない。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は防火管理有資格者を当て、火元責任者には各部署の責任者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を結成し、任務の遂行にあたる。

防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。その訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防火訓練等への参加をする等、地域との連携を重視する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・年2回以上
  - ② 利用者を含めた防災訓練（夜間想定を含め）・・・・・・・・年2回以上
  - ③ 非常災害設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第12条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 当施設は、介護保険施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(感染対策等)

第14条 当施設は、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第16条 当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

- ② 継続研修 年2回以上

- 2 当施設は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する法令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

- 3 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。

- 4 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又は家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

- 5 入所者及び家族等よりの苦情や要望については、支援相談員がこれに当たり速やかに解決を図る。

- 6 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団藤友五幸会「介護老人保健施設 五洋の里」が定めるものとする。

(付則) この規程は平成18年 7月 1日から施行する。

(付則) この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。

(付則) この規定は令和 6年 4月 1日から施行する。